75	(1)　高知県長岡郡大豊町大字佐賀山字梶ヶ森1247―1（1396.50） (2)　高知県長岡郡本山町立野字長荒227―19（410.30）	北緯33度45分31秒東経133度45分00秒の地点と北緯33度45分31秒東経133度33分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
76	(1)　高知県土佐郡土佐町田井966（280.10） (2)　高知県長岡郡本山町立野字長荒227―19（410.30）	北緯33度45分03秒東経133度33分28秒の地点と北緯33度45分27秒東経133度33分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
77	(1)　高知県安芸郡安田町正弘字溜り水2297―3（658.10） (2)　高知県安芸郡北川村柏木字コミノシリ724―43（410.90）	北緯33度28分50秒東経133度58分53秒の地点と北緯33度27分18秒東経134度03分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
78	(1)　高知県安芸郡北川村大字長山字ソウフンアン212―6（53.90） (2)　高知県安芸郡北川村柏木字コミノシリ724―43（410.90）	北緯33度27分41秒東経134度03分08秒の地点と北緯33度27分19秒東経134度03分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
79	(1)　高知県高岡郡佐川町東組ヤブガトラ2124―51（689.90） (2)　高知県高知市鏡大河内字前山24―2（271.00）	北緯33度27分38秒東経133度18分29秒の地点と北緯33度34分46秒東経133度28分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
80	(1)　高知県高知市宗安寺タナダ130（52.60） (2)　高知県高知市鏡大河内字前山24―2（271.00）	北緯33度34分03秒東経133度28分38秒の地点と北緯33度34分45秒東経133度28分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
81	(1)　愛媛県伊予市中山町出淵字坪井6番耕地526―2（892.00） (2)　愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦乙350―27（1174.90）	北緯33度39分44秒東経132度43分39秒の地点と北緯33度35分24秒東経132度56分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
82	(1)　香川県坂出市青海町字三ツヶ峰2742―3（498.00） (2)　香川県東かがわ市大字川股字下所清水国有林3林班ほか1班（659.40）	北緯34度19分49秒東経133度57分10秒の地点と北緯34度10分08秒東経134度24分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
83	(1)　徳島県美馬市美馬町字入倉813―4（1051.70） (2)　徳島県美馬郡つるぎ町貞光字辻ノ脇121―1（72.70）	北緯34度06分30秒東経134度02分34秒の地点と北緯34度02分28秒東経134度04分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
84	(1)　徳島県美馬市美馬町字入倉813―4（1051.70） (2)　徳島県美馬市穴吹町口山字尾山103―3（129.00）	北緯34度06分32秒東経134度02分35秒の地点と北緯34度03分19秒東経134度09分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
85	(1)　徳島県美馬市脇町拝原1589（68.20） (2)　徳島県美馬市穴吹町口山字尾山103―3（129.00）	北緯34度03分47秒東経134度09分47秒の地点と北緯34度03分20秒東経134度09分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
86	(1)　愛媛県西条市飯岡字山の神2680（74.20） (2)　愛媛県西条市喜多川853（54.90）	北緯33度54分49秒東経133度13分25秒の地点と北緯33度55分54秒東経133度10分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第三百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十五年郵政省告示第七百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和四十八年郵政省告示第九百六十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十二年八月十六日

総務大臣　原口　一博

一　昭和四十一年郵政省告示第三百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項から四の項までを削る。

二　昭和四十一年郵政省告示第九百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項から一〇の項までを削る。

三　昭和四十五年郵政省告示第三百九十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

四　昭和五十三年郵政省告示第六十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一の項を次のように改める。

一	削除

五　昭和五十六年郵政省告示第九百六十五号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

六　昭和五十八年郵政省告示第六百四十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表九の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表一一の項及び一二の項を削る。

七　昭和六十一年郵政省告示第百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除